

理美容トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikei.com/>

不当表示にご注意ください！

コンプライアンス（法令順守）が取り立たされる昨今、サロンでのコンプライアンスも重要になってきています。不当表示や過大広告への取り締まりが厳しくなっており、摘発・措置命令が行われるケースも出ています。

Q. 美容室での「小顔メニュー」は問題ありませんか？

A. 場合によっては**景表法違反**になります。

実際に（物理的に）小顔になると科学的に立証することが難しいため、「小顔になる」という表現は景表法に引っかかる可能性があります。一般的な「小顔カット」は、カットの技法により視覚的錯覚で小顔に見えるものと解釈され、景表法には抵触しません。

OK→小顔に見えるカット

NG→小顔になるカット

<その他の不当表示となるケース>

① 優良誤認表示

実際のものよりも著しく優良であると示すケース
例) 合成成分なのに天然成分と表示する

② 有利誤認表示

実際のものよりも著しく有利であると認識されるケース
例) 「今なら半額」と言いながら実際は通常価格



実際に数値上で「地域 NO. 1」でも、他店と異なる方法で数値化するなど、正確な比較で無かった場合はNGです。
根拠が証明できるものか確認した上で表記するよう心がけましょう。

当社ホームページで、トピックスバックナンバー、理美容税務Q&A、理美容経営情報を掲載しています。
ぜひご覧いただき、お知り合いの方にもご紹介下さい。

<http://hasegawakaikei.com/beauty/topics/>